are Pil

発行 枚方市上下水道局 │〒573-1030 大阪府枚方市中宮北町 20番3号 TEL 072-848-4199(代) FAX 072-848-6508

「Water 通信」は、上下水道局が取り組んでいる"水"に関する情報を広くご紹介するための情報誌です。

「Water 通信」第8号では、浸水対策、水道料金制度の改正、水道管の布設替え、マンホールを活用したPRの取り組みにつ いてご紹介します。

大雨から市民の安全を守るため 浸水被害の軽減に取り組んでいます

20,000 ㎡の雨水貯留が可能となる 楠葉雨水貯留管整備工事に取り組んでいます。







「浸水対策事業の見える化」

「楠葉雨水貯留管整備工事」 近隣小学校の現場見学会の様子



工事の説明を聞く小学生



記念に貯留管(内部)に絵を書く様子

市民の皆さまに安心し、より身近に 感じてもらえるよう、ホームページや リーフレット等を活用し、「浸水対策事 業の見える化」を進めています。

今年1月には、「公共下水道第69エ 区楠葉雨水貯留管整備工事」において、 近隣の小学校4校を対象に、現場見学 会を実施しました。

令和3年4月 水道料金制度を改正します

現行の水道料金制度における用途別による料金、基本水量を含む基本料金など、その「しくみ」は、昭和 51 年から変更していません。

しかし、人口減少による有収水量の減少や節水機器の普及による使用水量の減少など、今日の水道使用の状況が 大きく変化する中、健全な経営のもと、安全でおいしい水道水を供給していくためには、水道料金制度の見直しが 必要であったことから、検討を進めてきました。

この度、新しい水道料金制度を構築しましたのでお知らせします。

改正の3つの観点

●適正な原価に基づく制度●水需要減少の現状に応じた制度●費用負担等の公平性の確保が図られた制度

基本的な考え方

- ●小口径(13・20・25 mm): 主に一般家庭向けであり、現行料金から大幅な改定とならないよう配慮
- ●大口径(40 mm以上):口径に応じた適正な原価から算定した料金となるよう設定

口径別料金の導入

現行の用途別「一般用」の料金表を、口径の大きさに応じた料金表に改めます。

枚方市における水道メーターの口径の種類は、13・20・25・40・50・75・100・150 mmとなっており、このうち、一般家庭でのご使用が多く、給水件数全体の 99.1%を占める 13・20・25 mmの口径をまとめて「小口径」、40 mm 以上を「大口径」と位置付けます。

なお、「小口径」「大口径」における現行と改正後の料金比較は、下表のとおりです。

<小口径の料金表比較>(1か月) (単価:円・税抜)

	水量区分	水量区分 現 行		現行と改正後の		
	(m³)	全口径一律	13 - 20 - 25 mm	比較		
基本料金	_	692	660	水量 8 ㎡使用時		
従量料	1~8	0	4	に同額		
	9~10	104	105			
	11~20	117	118			
	21~30	140	141			
	31~50	178	179	水量区分ごと		
	51~100	248	249	1円増額		
金	101~200	256	257			
	201~500	292	293			
	501~	334	335			

※参考 1月あたり平均20㎡使用した場合の水道料金現行:2,070円 → 改定後:2,082円

(改定率 0.58%)

	(m³)	全口径一律	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	_	692	5, 486	9, 957	27, 051	55, 164	157, 319
	1~8	0	87	87	87	87	87
	9~10	104					
	11~20	117	147	214		272	298
	21~30	140	147				
	31~50	178			246		
従	51~100	248	237				
量	101~200	256	254	235			
料	201~300	292	256	248			
金	301~500		285	270			
	501∼				300	280	
	1000				300	200	

334

333

332

321

327

300

305

334

現行

水量区分

1001~

3000

3001~

改正後

なぜ?口径別料金?

各家庭や事業者の水道メーターの口径の大きさは、お客さまの設置された給水装置の使用内容によって決まります。

口径が大きくなるほど、一度に多くの水を使うことができるため、水道施設への負担は、口径の大きさに 比例します。このことから、水道施設の維持管理費において、口径に応じてご負担いただく、口径別料金 を導入します。※水道メーターの口径の大きさは、「ご使用水量等のお知らせ」に表示しています。

基本料金に含まれる基本水量8㎡は廃止

水道料金は、毎月定額の「基本料金」と使用水量に応じた「従量料金」を合わせた料金です。

現行の1月あたりの「基本料金」には、基本水量8㎡を含んでいるため、1月の使用水量が8㎡までのお客さまは、「基本料金」のみのご負担となっていますが、今回の改正により基本水量を廃止するため、改正後は、水量1㎡の使用から「従量料金」のご負担が発生します。

ただし、「小口径」においては、左ページの料金表比較のとおり、現行と改正後の水量 8 m 使用時の料金は同額としています。

なぜ?基本水量を廃止?

導入の背景と時代の変化……

基本水量は、水道が完全に普及していない時代に、生活に最低限必要な水量を基本料金に含め 使用者全体に用意することで、水道の使用を促し、健康を守るために全国的に導入されました。

水道の使用が当たり前になった現在では、導入の役目は果たしたものと考えられています。

また、近年、単身世帯の増加などに伴い、1月あたりの使用水量が8㎡までの世帯が増加しています。 8㎡以内の使用水量であれば、同じ料金となることから、不公平といった課題があります。これらのこと、から、今回、基本料金に含まれる基本水量を廃止します。

今 後 の 課 題

今回の制度改正では、「小口径」においては、現行料金から大幅な改定とならないよう配慮したため、大口径のような、適正な原価(総括原価)に基づく料金となっていません。令和5年度の収支計画の見直しを踏まえた令和7年度以降の料金改定の必要性の判断と合わせ、小口径を含めた適正な原価に基づく料金設定について検討していきます。

大口径のみなさまへ

「大口径」をご使用のお客さまにおいて、事業廃止等により、水道使用の状況が申請当初から大きく変化していると客観的に認められる場合などについては、使用実態に相応した口径を適用する(みなし口径)制度を創設しました。

詳しくは、営業料金課(TEL:072-848-5517・FAX:072-898-7760)へお問い合わせください。

下水道使用料の制度改正について

水道料金制度の改正と合わせ、下水道使用料についても基本使用料に含まれている基本水量 8 ㎡を廃止します。また、水道料金と同様に、使用料 8 ㎡までの 1 ㎡あたりの単価を 4 円と設定することで、8 ㎡使用した場合に、現行と改正後の下水道使用料は同額としています。

なお、9㎡以上の1㎡あたりの単価は現行どおりです。

※文章中の料金は、すべて税抜きの額です。

詳細は、枚方市ホームページをご覧ください。

枚方市上下水道局 水道料金制度

将来にわたって安定して水道を供給していくため 水道管の布設替えを進めています

吊い下げても抜けない耐震性を有する水道管

(写真提供:一般財団法人日本ダクタイル鉄管協会)

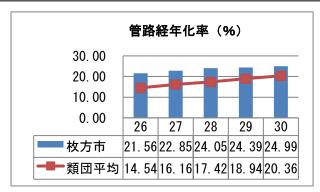
写真の水道管は、地震などによる地盤の変動に対応できる伸縮可能な継手構造となっています。

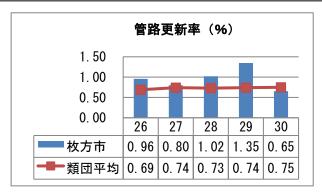
更新工事を行う際には、このような耐震性を有する水 道管を使用しています。

水道管の布設作業の様子



水道管の土壌腐食を防止するため、ポリエチレンの シートで水道管を被い、周囲の埋め戻し土との接触 を防いでいます。





管路の更新については、鉛管解消と合わせて順次進めていますが、枚方市の管路の老朽化を表す「管路経年化率」は、類似団体(人口30万人以上)の平均より高い状況です。

平成30年度は、6月に発生した大阪北部地震の影響により、管路更新率が低くなっていますが、今後も水道管の更新を重点的に進めていきます。

マンホールを活用したPRを開始

約 60 年をかけ計画的に進めてきた汚水整備事業の概成を記念し、マンホールを活用したPRプロジェクトを開始しました。

マンホール蓋に有料広告!

令和元年 12 月 2 日から、マンホールへのオリジナルデザイン広告募集を開始しました。

マンホールへのオリジナルデザイン広告募集は、関西では初の取り 組みとなりました。マンホール蓋で企業等のPRが可能となります。 詳しくは、下水道管理課(TEL:072-848-5565・FAX:072-847-8846)

へお問い合わせください。



マンホールオリジナルデザイン広告 イメージ